

## 成蹊大学研究データの取扱いに関する申合せ

制 定 2015年3月4日  
大 学 評 議 会  
最新改正 2025年3月5日  
大 学 運 営 会 議

- 1 この申合せは、成蹊大学研究コンプライアンス基本規則第15条に基づき、本学における研究データの保存及び開示について、基本的な事項を定める。
- 2 この申合せにおいて、「研究データ」とは、論文等の成果発表の根拠となった資料及び試料をいう。
- 3 研究データの保存責任者は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 個人研究 研究者本人
  - (2) 共同研究(学生・大学院生を含む。) 研究成果をとりまとめる研究者
- 4 研究データの保存期間は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 資料(文書、数値データ、画像等)  
原則として、論文等の成果発表後10年間。
  - (2) 試料(実験試料、標本等)  
原則として、論文等の成果発表後5年間。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの(5年を経る前に消滅する、又は廃棄等が必要なもの)についてはこの限りでないが、その場合においては、当該成果の追試又は再現を行うために必要なデータをできる限り保存するよう努めるものとする。
  - (3) 博士学位論文に関わる研究データ  
原則として、当該論文発表後10年間。ただし、電子データ化が可能なものについては、大学に提出し、大学において10年間保存する。
- 5 個人情報を含む研究データは、原則として匿名化して保存するものとする。ただし、匿名化することで研究データとしての意味が失われるものについては、共通コード等で復元可能な匿名化データと個人情報に分割した上で、研究データと個人情報を別の場所に保存するなど、その取扱いについては十分に留意するものとする。
- 6 研究データの保存責任者は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、必要に応じて保存する研究データを開示しなければならない。
- 7 研究データの保存・開示に関し必要な事項は、最高管理責任者のもと、研究コンプライアンス推進委員会で決定し、その事務取扱は、学長室研究助成課が行う。
- 8 この申合せの改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (2015年3月4日制定)

この申合せは、2015年3月4日から施行する。

**附 則** (2022年3月9日一部改正)

この申合せは、2022年4月1日から施行する。

**附 則** (2025年3月5日一部改正)

この申合せは、2025年4月1日から施行し、施行日以降に成果発表された論文等から適用する。

<参考>

(1)

研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。したがって、故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失は、責任ある研究行為とは言えず、決して許されない。研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保することは、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資することのみならず、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有する上でも有益である。

このことから、研究機関において、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設け、その適切かつ実効的な運用を行うことが必要である。なお、保存又は開示するべき研究データの具体的な内容やその期間、方法、開示する相手先については、データの性質や研究分野の特性等を踏まえることが適切である。

出典：『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』

(第2節 不正行為の事前防止のための取組

1 不正行為を抑止する環境整備

(2) 研究機関における一定期間の研究データの保存・開示), 8頁。

(2)

論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間の保存を原則とする。試料や標本などの有体物については5年間の保存を原則とする。ただし、保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる、など社会通念上、止むを得ない理由がある場合はこの限りではない。また医療分野や社会調査など、データ等の扱いに特段の規程がある場合にはそれに従う。

出典：『科学研究における健全性の向上について』

(要旨 4 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務、並びに実験データ等の保存の期間及び方法 (研究分野の特性に応じた検討), iii 頁